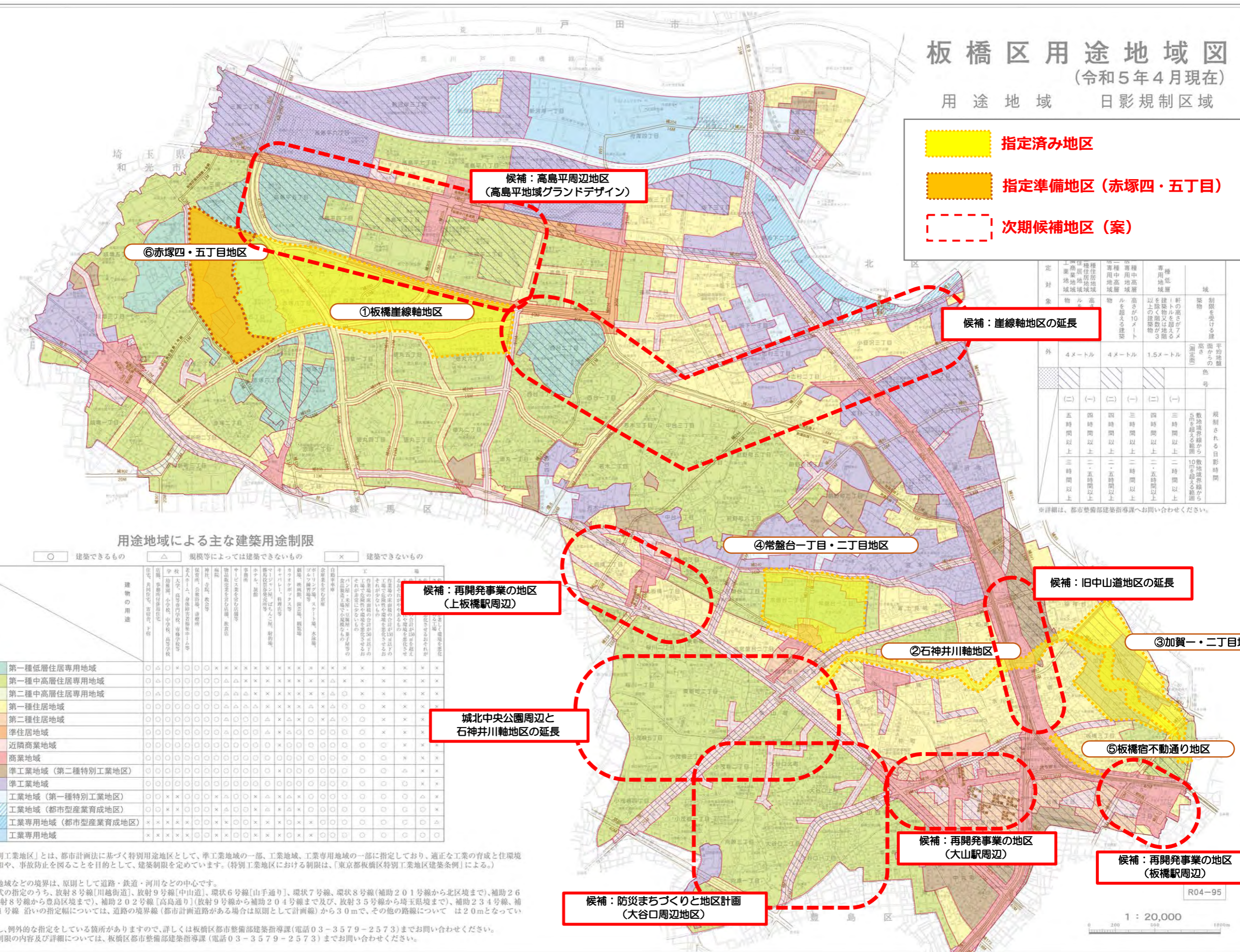


板橋区用途地域図 (令和5年4月現在)

用途地域 日影規制区域

- 指定済み地区
- 指定準備地区(赤塚四・五丁目)
- 次期候補地区(案)



用途地域による主な建築用途制限

用途地域	○ 建築できるもの	△ 規模等によっては建築できないもの	× 建築できないもの
第一種低層住居専用地域	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
第一種中高層住居専用地域	住居、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
第二種中高層住居専用地域	住居、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
第一種住居地域	住居、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
第二種住居地域	住居、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
準住居地域	住居、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
近隣商業地域	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
商業地域	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
準工業地域(第二種特別工業地区)	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
準工業地域	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
工業地域(第一種特別工業地区)	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
工業地域(都市型産業育成地区)	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
工業専用地域(都市型産業育成地区)	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設
工業専用地域	住居、店舗、事務所、飲食店、小規模な工業施設	高層ビル、大規模な商業施設	工場、大規模な商業施設

定対象	工業専用地域	工業地域	準工業地域	商業地域	近隣商業地域	準住居地域	第一種住居地域	第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
高さ	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル
高さ制限	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル
日影規制	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)
日影規制時間	五時間以上	四時間以上	四時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上

令和五年四月現在 板橋区都市整備部 許可なく複製を禁ず

○「特別工業地区」とは、都市計画法に基づく特別用途地区として、準工業地域の一部、工業地域、工業専用地域の一部に指定しており、適正な工業の育成と住環境との調和や、事故防止を図ることを目的として、建築制限を定めています。(特別工業地区における制限は、「東京都板橋区特別工業地区建築条例」による。)

※ 用途地域などの境界は、原則として道路・鉄道・河川などの中心です。

※ 路線式の指定のうち、放射8号線[川越街道]、放射9号線[中山道]、環状6号線[山手通り]、環状7号線、環状8号線(補助201号線から北区境まで)、補助26号線(放射8号線から豊島区境まで)、補助202号線[高島通り](放射9号線から補助204号線まで及び、放射35号線から埼玉県境まで)、補助234号線、補助301号線 沿いの指定幅については、道路の境界線(都市計画道路がある場合は原則として計画線)から30mで、その他の路線については20mとなっています。

ただし、例外的な指定をしている箇所がありますので、詳しくは板橋区都市整備部建築指導課(電話03-3579-2573)までお問い合わせください。

※ 建築制限の内容及び詳細については、板橋区都市整備部建築指導課(電話03-3579-2573)までお問い合わせください。

1 : 20,000

この地図の作成に当たっては、国土院の提供を受けた、国土院発行の1万分1地籍図を使用した。(承認番号 平30(国)第 第1号)